

## 令和7年第3回定例会 建設環境委員会 議案審査経過報告書

議案第54号 令和7年度狭山市一般会計補正予算（第3号） 歳出4款衛生費及び8款土木費並びにこれらの歳出に関する歳入16款国庫支出金

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第60号 令和6年度狭山市一般会計歳入歳出決算認定について 歳出4款衛生費及び8款土木費並びにこれらの歳出に関する歳入15款使用料及び手数料、16款国庫支出金、17款県支出金、18款財産収入及び22款諸収入

4款衛生費 1項5目環境対策費～7目上水道事業費 2項清掃費 について

○クリーンエネルギー推進補助事業費について、不用額が197万円生じているが、不用額が発生した理由は。また、それぞれの補助項目に上限額はあるのか。

●不用額が増加した主な要因は、太陽熱や地中熱利用システムの補助項目の活用がなかったためである。令和7年度から当該補助項目は対象メニューから削除し、新たな補助項目を追加することにより、利用拡大を図っていきたいと考えている。また、当該事業費は1,750万円であり、それぞれの補助項目に枠を設けていないため、事業全体で調整することが可能となっている。

○クリーンエネルギー推進補助事業の補助実績が、令和6年度は319件、令和5年度は322件で、3件の減少となっている。この減少についての見解は。

●減少の要因は、補助制度に対するニーズがやや落ち着いてきたことによるものと考えている。ただし件数として大きな変動ではなく、引き続き多くの利用があることから、制度の必要性はなお高いと認識している。今後も制度の周知を図るとともに、ニーズの変化を的確に把握し、利用しやすい補助制度の運用に努めていく。

○補助項目のうち、補助件数がゼロとなっている項目が6項目あるがその見解は。

●本補助金はメニューの豊富さが特徴であるが、所期の目的を果たしたものや数年間申請のなかったメニューについては、本年度、見直しを行ったところである。

○当該年度において、クリーンエネルギー推進補助事業の周知に取り組んだ事例は。

●事業者向けには、商工会議所の会報や産業振興課の事業者向けメールマガジンで周知を行ったほか、

市民向けには、広報さやまや市ホームページで周知を実施した。また、本年度は市民ニーズの高いエアコン補助を実施したことから、その案内チラシの裏面にクリーンエネルギー補助制度を掲載したほか、連携協定を結んでいる事業者にも周知協力を依頼した。

○現状、廃棄物減量等推進員制度については、ごみの分別・減量・資源化の啓発という本来の目的にかなっているのかどうか、より効果的な代替手段も考えられるのではないかと。こうした点を踏まえ、今後この制度の見直しや運用についての見解は。

●自治会に未加入の方が増えており、自治会を通じた制度の周知が行き届かないという課題は十分認識している。廃棄物減量等推進員制度が万能ではないことは承知しているが、一気に制度を改めることは難しい面もある。今後は、自治会に未加入の方にもどのように情報を届けるかについて、研究・検討を進めていく考えである。

○ごみの分別、資源化啓発やごみ集積所調査について効果的に行えるよう、狭山市廃棄物減量等推進員制度について抜本的に見直しを図りたい、との意見。

○狂犬病予防集合注射について、当該年度の接種率は73.8%で、前年の74.1%とほぼ同水準である。未接種は全体の約4分の1となるが、接種率の目標は何%に設定しているのか。

●接種率は例年おおむね70%前後で推移しており、現状では100%には至っていない。予防接種は義務であることから、接種率の目標値は100%を目指すべきものと考えている。

○接種率向上のため、どのような啓発活動を行っているのか。

●接種率向上のための啓発としては、広報さやまでの周知に加え、動物病院にも協力を依頼している。また、登録数の中には死亡や譲渡により既に飼っていないにもかかわらず、市へ届出がされていないケースも見受けられることから、複数年にわたり予防接種を受けていない飼い主に対しては、通常の予防接種案内とは別に接種勧奨のはがきを送付し、啓発に努めている。

○予防注射接種率向上に向けた周知・啓発活動を強化し、接種率を100%に近づけられたい、との意見。

○不法投棄防止対策事業費について、業務委託による不法投棄防止パトロールを実施しているが、その具体的な内容は。

●不法投棄防止パトロールは、狭山市シルバー人材センターに業務委託し、当該年度は週3回、月・水・金、年間143日実施した。具体的には、2人1組で軽トラック1台により市全域を巡回し、公

道上のポイ捨てごみなど軽微な投棄物を回収している。

○不法投棄に関する市民からの通報の件数は。

●市や県が管理する道路や河川への不法投棄に関する通報は、当該年度に64件あった。内容は道路上のポイ捨てごみのような小規模なものから、マットレスのような大型のものまで多岐にわたるが、職員が撤去等の対応を行った。

○不法投棄物の撤去監視活動において、関係機関と連携を図っているとあるが、具体的にどの機関か。また、その連携状況は。

●不法投棄の撤去は原則として土地所有者が行うものであるため、道路管理者、西部環境管理事務所、川越県土整備事務所などと情報を共有し連携している。

○不法投棄について、悪質な不法投棄の事例があれば示されたい。また、不法投棄は罰金刑などの刑事罰の対象となるが、警察と連携し検挙に至った事例があるか。

●ここ数年、特に悪質な不法投棄事例や検挙事例はない。ただし、不法投棄物の中に個人を特定できるものが含まれていた場合には、土地所有者に警察への通報を促している。

○不法投棄対策については、委託先の拡大も検討し、予算確保も含めて、不法投棄防止パトロールを強化することで、不法投棄撲滅に向けた取組を一層推進されたい、との意見。

○有機フッ素化合物、いわゆるPFOS・PFOAについては、久保川で7地点、地下水で8地点において基準値超過が確認されている。この発生原因や発生場所の特定はどのような状況か。また、講じられている対策については。

●現時点では、発生原因や発生場所の特定には至っていない。現在、県水環境課や環境科学国際センターの協力を得て、事業所へのアンケート調査や市内井戸の水質調査を実施し、原因と場所の特定に取り組んでいる。

○PFOS、PFOAについては、原因究明に向け今後も関係機関と連携し、継続的な調査のための予算を確保されたい、との意見。

○家庭系生ごみリサイクル事業について、参加世帯数は令和6年度923件であり、令和4年度の950件から27件減少している。この減少についての見解は。

●生ごみバケツを収集後に持ち帰る必要があるため、共働き世帯の増加も背景に、全体としては減少

傾向にある。しかし、令和3年度は7世帯、令和6年度は8世帯の増加に転じており、継続的に実施してきたPRの工夫などが一定の効果を上げているものと捉えている。

○令和5年度と令和6年度を比較すると8世帯の増加となっているが、増加に転じた要因となる効果的な施策は。

●当該年度は、コロナ禍で活動を休止していた狭山生ごみ資源化をすすめる会との協働により、狭山市商工祭にブースを設置し、生成された堆肥の無料配布や生ごみバケツの展示を行うなど、PRを工夫し事業の周知を図った。今後も同様の取組を継続していく。

#### 8 款土木費について

○道路後退整備事業費における補助金について1件当たりの限度額は定められているのか。また、補助金の最高額はいくらか。

●分筆手数料に係る補助額は13万円を限度とし、さらに寄附面積に応じて2万円から10万円が加算される。また、角地で2方向に接する場合、後退部分の筆数が2以上となる場合、隅切り部分がある場合には、それぞれ3万円が加算される。次に、工作物撤去補助金については、令和4年度までに交付申請をした場合は50万円、令和5年度以降に交付申請をした場合は30万円が限度額となっている。なお、令和6年度における補助金の最高額の実績は、分筆手数料補助金と工作物撤去補助金を合わせて76万円である。

○狭山市空き家等除却補助金について、957万円を23件に交付しているが、これらが空き家となった原因は何か。また、空き家となっていた期間はおおむね何年程度か。

●昨年度申請のあった23件の個別事案については把握していないが、一般的には、親から相続したものの既に別の住宅を所有しているため活用されないケースや、老朽化等により活用できないケースがある。また、空き家となった期間については、補助金交付要綱に「1年以上使用されていないことが確認できるもの」との条件があるため、1年以上使用されていないことを確認している。

○補助金により除却した空き家について、その確認はどのように実施しているのか。

●令和6年度に申請のあった23件について追跡調査を行ったところ、23件のうち住宅が11棟建築されており、また2件は駐車場として利用されていることを確認した。

○空室修繕工事費1,865万6,655円は、主としてどのような工事を行ったのか。

●工事内容は、壁紙の貼り替えや押し入れのベニアの貼り替えなどの室内改修工事のほか、給排水管

やガス給湯器等の設備改修工事を行った。

○入曽駅周辺整備事業費における鉄道事業者の建物等に対する市の負担金額は。

●東西自由通路及び橋上駅舎工事に係る、令和6年度末までの設計費を含む支出済額は、37億5,324万6,973円となっている。

○狭山市駅西口の再開発の際は、3分の1が鉄事業者の負担になっていたことを踏まえ、企業の財産にもなる施設なので、事業者にも一定の負担を負うべきではないか、との意見。

○橋りょうの長寿命化修繕計画の進捗状況や遅延の有無は。

●法定点検の判定結果から、早期措置が必要な修繕はなく、予防保全型の管理を行っている。進捗については、特に遅れはない。

○令和5年度には雨水対策事業として溢水対策工事を1件実施したが、令和6年度に同工事を実施しなかった理由は。

●令和5年度の雨水対策事業費は、令和4年度に実施した東三ツ木地内の雨水対策工事に伴う舗装復旧工事であり、これをもって事業は完了した。また、令和6年度については、溢水被害の恐れがある状況を確認し、効果的に実施できる箇所を検討した。その結果、令和7年度に水野地区において水路改修に係る委託を発注している。

○市内において溢水対策工事が必要な箇所、ならびに今後必要となる見込み箇所はどの程度あるのか。

●溢水対策工事については、近年の異常気象による集中豪雨により道路排水能力を超える事例があり、市内各所で道路冠水や水路の溢水が発生する恐れがある。現在は、水野地内において委託設計を発注し、これにあわせた改修を計画している。また、その他の箇所としては、柏原地内の東京狭山線西側の一般市道において冠水や水路に関する要望があり、同様に改修を予定している。

○昨今の線状降水帯の発生などによる集中豪雨を原因とした溢水被害や道路冠水被害は、本市においても複数箇所が発生していると認識している。これらの被害を防止するため、適切な予算を確保し、毎年計画的に雨水対策工事を実施することで、豪雨時における溢水や冠水を未然に防げるよう取り組まれない、との意見。

○公園に設置されている遊具のそれぞれの耐用年数はどの程度か。

●国土交通省が2002年3月に示した「都市公園における遊具の安全に関する指針」に基づき、一般社

団法人日本公園施設業協会が公開する「遊具の安全に関する規準」に準じて管理している。遊具の耐用年数は同規準における標準使用期間とされ、目安として構造部材が鉄製の場合は15年、木製の場合は10年である。ただし、可動部などの消耗部材については、標準使用期間内で遊具、部品ごとに推奨交換サイクルが設定されており、例えばブランコの吊り具やチェーンは3年から5年となっている。なお、標準使用期間を過ぎたものについても、利用状況や気象条件、立地条件、管理状況によって劣化の進行状況は異なるため、安全点検を適切に行い、異常を早期に確認できるよう努めている。また、鉄製の遊具については塗装等により腐食防止を図り、延命に取り組んでいる。

○設置されている遊具は499基と数も多いが、点検は誰が、どのように、どの程度の頻度で実施しているのか。また、それに応じた修理の状況は。

●公園の遊具については、職員による公園パトロール時の目視点検に加え、専門業者による定期点検を年1回実施している。令和6年度は、市内149公園に設置されている503基の遊具について点検を行った。点検内容は、遊具ごとに目視、打診、触診、測定などを実施し、定められた判定基準に従ってAからDの4段階で劣化度を診断している。この点検結果に基づき、判定度が低いCやDとされた遊具については、早急に修繕などの対策を講じている。特にD判定となったものは、予算の範囲内で至急修繕を行っており、令和6年度は6箇所の公園において、主にブランコの座面やチェーンの交換、シーソーの板やクッションタイヤの交換などを実施した。

○遊具の修理が困難な場合に、新しい遊具へ更新するか否かの判断基準は。

●遊具の修理が困難な場合は撤去となるが、新しい遊具を設置するかどうかは、公園の利用状況や自治会との協議、さらに予算状況などを勘案して決定している。

○こども動物園について、当該年度の来園者数は18万9,687人とのことだが、来園者の動向は。また、コロナ禍前と比較してどのように推移しているか。

●こども動物園の入場者数の推移について、令和2年度は16万4,835人、令和3年度は20万8,593人、令和4年度は21万4,132人、令和5年度は19万3,267人、令和6年度は18万9,687人であり、近年は夏季の猛暑の影響により、利用者が減少する傾向もみられる。

○県内で市が動物園を運営している自治体は。

●県内の市では本市のみであり、県営では、埼玉県こども動物自然公園および大宮公園小動物園がある。

○本市が単独で運営するこども動物園は貴重な事業と認識しているが、今後の運営方針として、市単

独での継続なのかなどについて、財政基盤の観点および利用者動向を踏まえた検討状況は。

- 現在、こども動物園は智光山公園全体の指定管理の一環として運営しており、県の、高坂のこども動物自然公園も同指定管理が管理しており、そのノウハウが本市においても活かされている。今後については、飼育費など多くの経費がかかり、市としても大きな負担となっている状況であるが、動物園は近隣では本市のみであり、今後運営費を含め、より良い運営方法を検討していく必要があると考えている。

○動物園については、今後も継続可能な基盤を考慮し、長期的に存続できるよう工夫と検討を重ねられたい、との意見。

○保存樹木等助成金について、当該年度の指定解除24本の理由は。

- 解除の理由は、枯死により伐採が必要となったもののほか、所有者に対する周辺住民からの日照・落ち葉等に関する苦情、また管理が困難であることなどにより解除となったものである。

○当該年度の新規指定がゼロ件で、件数が減少傾向にある。保存樹木を増やすための対策や取組は。

- 保存樹木は良好な自然環境を保つために必要なものと認識しているが、指定解除の理由は、相続や所有者の高齢化により管理が困難となる事例が多いのが現状である。このため、市としては緑の普及啓発が重要と考えており、イベントにおいて苗木の無料配布などの取組を実施している。

○智光山公園管理事業費について、修繕料が計上されているが、その具体的内容は。

- 智光山公園事業費の設備修繕料については、こども動物園の空調機修繕や桜の園トイレ屋根の修繕等に要した費用である。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決した。

#### 要望指摘事項

1. 2050年のカーボンニュートラル実現に向け、クリーンエネルギー推進補助事業にかかる予算を確保するとともに、補助利用件数の拡大に取り組みられたい。
2. 燃やすごみの削減や生ごみ堆肥化による有機資源活用などの環境負荷軽減効果を踏まえ、各種事業に参加しやすい仕組みを整え、予算確保を含め参加世帯の増加に向けて取り組みられたい。
3. 公園遊具については、安全性と利用環境向上のため、点検・修理・更新等を計画的に実施するとともに、予算を確保し適切な維持管理に努められたい。

議案第 6 4 号 令和 6 年度狭山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第 6 5 号 令和 6 年度狭山市水道事業会計決算認定について

○経営指標の推移を見ると、当該年度の管路経年化率は24.06%で、前年より1.12%上昇している。  
管路の老朽化が進行していることに対する見解は。

●水道管路の老朽化が進んでおり、漏水防止のため早急な更新が必要であると認識している。このため、老朽管の更新については第2次狭山市水道ビジョンに基づき計画的に推進しており、現在は漏水事故の発生が比較的多い塩化ビニール管の更新を優先的に実施している。今後も優先順位に従い、計画的な更新に努めていく。

○当該年度における人工衛星を活用した漏水調査の実施状況および効果は。

●本調査は、漏水の可能性のある箇所を半径100メートルの範囲で抽出し、その範囲を現地調査して漏水箇所を特定する方法であり、県内でも先駆けて実施したものである。この調査により、市内水道管のうち漏水の可能性のある箇所を約5分の1まで絞り込むことができ、従来の方法と比較して現地調査費用を含めても約6割の費用削減が見込まれる。ただし、抽出された箇所の現地調査はまだ完了しておらず、今年度終了後に改めて検証を行う予定である。

○料金徴収の方法は。また、滞納発生の抑止に向けた取組は。

●徴収の方法については、口座振替、コンビニエンスストア、金融機関、お客様サービスセンターでの納付が可能である。また、お客様サービスセンターを土曜日も開設し、利便性向上に努めている。さらに、長期滞納者に対しては、粘り強く訪問等を実施し、対応を進めている。

○決算年度において、滞納・未納により水道の止水栓を元から停止した事例の有無は。

●一定期間滞納している場合は、給水停止等の措置を行っている。

○決算年度において、給水停止を実施した件数は。

●令和7年3月末現在の給水停止件数は188件であり、前年度比で1件の増加となっている。

○実際に給水停止に至るまで利用者へはどのような勧告を行っているのか。また、どの程度の期間を経て給水停止に至るのか。

●給水停止に至るまでの流れについては、対象は原則として2調定4か月分以上の未納がある利用者である。まず、給水停止予定日の約1か月前に予告通知を送付し、同日の2週間前までに納付するよう依頼している。さらに納付がない場合は、1週間前に最終通告を行い、前日までの納付を促している。

○水道事業については、今後も厳しい経営環境が想定されるが、市民生活に直結するライフラインであることから、引き続き、管路をはじめとする各種整備を計画的に進め、安全で安心な水の安定供給に努められたい、との意見

採決の結果、総員をもって、原案のとおり認定すべきものと決した。

#### 議案第66号 令和6年度下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

#### 議案第67号 令和6年度狭山市下水道事業会計決算認定について

○下水道事業の損益計算書によると、営業損失は8億5,701万7,402円で、前年より約9,800万円増加しているが、赤字が拡大している要因は。

●営業損失が増加した主な要因は、前年度に比べてゲリラ豪雨の発生回数が増加し、その影響で污水管に不明水が侵入したことが推定され、流域下水道管理費が税抜で約4,800万円増加したものである。加えて、污水管維持管理費の増加や物価高騰の影響が営業費用全体に及んだことも、営業損失増加の要因となっている。

○管渠の老朽化率は年々増加傾向にあるが、当該年度において実施した管渠の老朽化対策は。

●当該年度に実施した対策工事は2件であり、中川原雨水管ゲート改築工事と公共下水道管改築工事である。

○市民の安全安心が得られるよう、引き続き老朽化施設の点検や更新など、維持管理について計画的に進められたい。との意見

○地震発生時に本市の管渠がどの程度の震度に耐え得るのか。

●地域防災計画において、本市で想定される地震は震度6弱である。そのため、管渠についても震度

6弱に耐えられる水準を基準としている。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり認定すべきものと決した。